

花巻中央エリア社会実験

“花巻みち活 street to park challenge2024”

募集要項

令和6年3月29日

花巻市 商工労政課

目次

1. 社会実験の目的.....	4
2. 社会実験の概要.....	4
(1) ストリート編.....	4
A) 実施場所.....	4
B) ストリート編概要.....	4
(2) パーク編.....	5
A) 実施場所.....	5
B) パーク編概要.....	5
(3) プロポーザル編.....	5
A) 実施場所.....	5
B) プロポーザル編概要.....	5
(3) 実施場所の詳細.....	6
①使用条件.....	6
②周辺のトイレの配置状況.....	9
③周辺の駐車場状況.....	9
社会実験場所地図.....	10
花巻駅南市営駐車場位置図.....	11
3. 募集内容と参加条件.....	12
(1) 募集内容.....	12
(2) 参加条件.....	12
4. 活動に対する市の支援内容.....	13
5. 募集方法とスケジュール.....	14
(1) 募集から社会実験当日までの進め方.....	14
(2) 募集説明会.....	15
(3) 企画提案申込方法.....	15
(4) 申し込み後の流れ.....	16
6. 社会実験としての基本事項、利用条件.....	16
(1) 原則.....	16
(2) 社会実験としての基本事項.....	16
①地域との合意形成.....	16
②歩行者、来場者及び沿線関係者への安全確保.....	16
③社会実験への協力.....	16
④広報活動.....	16
(3) 利用・撤去.....	17
①利用・撤去に関する注意事項.....	17
②その他.....	17
(4) 出品物.....	17

①出店禁止物品.....	17
②酒類の提供	17
③出店物の管理.....	17
(5) 緊急時の対応、事故、苦情対応.....	18
(6) 悪天候、自然災害の対応.....	18
7. 募集内容の採用決定について.....	19
(1) 決定方法	19
(2) 採用基準	19
(3) 決定内容の公表	19
(4) 誓約書の提出.....	19
8. 事務局・お問い合わせ先	19

1. 社会実験の目的

花巻市では、平成 28 年に策定された花巻市立地適正化計画に基づき空き家や空き店舗をリノベーションして新しいビジネスと雇用を生み出すとともに新たな事業者を呼び込み、市街地に活力を取り戻すリノベーションまちづくりに取り組んできました。その成果もあり活力ある民間事業者が空き物件を活用し新たなビジネスに取り組み始めているところです。また、デパート跡地であった市有地を花巻中央広場として整備し、様々なイベント利用が可能な拠点が誕生しています。

このような中で、民間の店舗等だけでなく道路や公園などの公共空間もあわせて利用することで、さらなる魅力向上につながる新たな動きも生まれつつあります。

一方、公共空間は相談窓口や使い方がわからないなどの状況も明らかになってきました。また、公共空間を積極的に活用し新たなにぎわいを創出していくためには、そこに住む地域の住民や事業者の理解も必要となります。

このような背景から公共空間活用にあたっての課題整理や今後の活用促進策の検討のため社会実験を実施します。社会実験を通じて多様な使い方が可能なエリアとすることでにぎわいの創出や魅力向上を図ることを目的とするものです。

2. 社会実験の概要

使用する場所・内容によって、ストリート編、パーク編、プロポーザル編の 3 つの募集枠を設けます。

(1) ストリート編

A) 実施場所

次の場所での活動提案を募集します。パーク編との同時利用も可能です。

	場所
ア)	県道花巻和賀線（花巻中央広場前～花巻信用金庫本店前交差点）
イ)	市道里川口・上町線（北日本銀行花巻支店前～花巻中央広場前交差点）
ウ)	大堰川プロムナード

B) ストリート編概要

- ・ 実験日時は、令和 6 年 7 月 1 日以降とします。
- ・ 応募期限は、15 ページを参照ください。
- ・ パーク編との同時利用も可能です。
- ・ 予算の範囲内で、予告看板の設置・警備員の配置は、市が実施します。
- ・ 使用申請は、市が申請支援を行います。警察への道路使用申請料が必要になります（申請 1 件 2,300 円）

(2) パーク編

A) 実施場所

	場所
ア)	花巻中央広場
イ)	花巻中央広場ヒルズエリア
ウ)	旧まちなかビジターセンター前市有地 蔵の前の更地(砂利敷)部分 約 160 m ² ※建物内は除きます。

B) パーク編概要

- ・ 活用希望日の1か月半前までに希望日時を提出ください。
- ・ ストリート編との同時利用も可能です。
- ・ 施設使用料は免除となります。
- ・ 花巻市商店街活性化イベント事業補助金など花巻市の補助金を利用したイベントは対象外です。
- ・ 重複や申請回数については、可能な限り多様な実施者により多様な企画が実行されるよう事務局の判断で調整する可能性があります。

(3) プロポーザル編

A) 実施場所

	場所
ア)	県道花巻和賀線（花巻中央広場前～花巻信用金庫本店前交差点）
イ)	市道里川口・上町線（北日本銀行花巻支店前～花巻中央広場前交差点）
ウ)	大堰川プロムナード
エ)	花巻中央広場
オ)	花巻中央広場ヒルズエリア
カ)	旧まちなかビジターセンター前市有地 蔵の前の更地(砂利敷)部分 約 160 m ² ※建物内は除きます。

B) プロポーザル編概要

- ・ 今後の公共空間活用希望アイデアをもとに対象エリア内での実験希望場所、内容を提出してください。関係機関等と調整の上、内容を検討、決定します。
- ・ 実験希望日時は、令和6年7月1日以降とします。
- ・ 応募期限は、15ページを参照ください。
- ・ 予算の範囲内で、看板の設置・警備員の設置・申請支援の一部を市が実施します。
- ・ パーク編対象施設は、使用料は免除します。



- 赤色部分：車両通行規制予定箇所
- 緑色部分：車両通行可、ただし通り抜け不可となる場所

(3) 実施場所の詳細

①使用条件

実施場所ごとの使用条件は次の通りです。

■道路

	道路（歩道部分）	道路（車道）
車両乗り入れ	原則不可 (キッチンカー等応相談)	可能 (ただし歩行者天国の時間中は、動かさせません)
電源設備	なし	なし
給水設備	なし	なし
備考	・大堰川プロムナードには、遊歩道沿いに東屋などのスペースもあります。	・上町通りには、路上駐車帯があり、歩道との一体利用なども可能です。



大堰川プロムナード案内図

～まちの賑わいを結ぶ“花巻せせらぎウォーク”～

利用上の注意

バイクの乗り入れ禁止	犬やペットの手放し散歩の禁止
ゴルフの練習などの危険な行為の禁止	タバコの吸い殻やゴミの投げ捨て禁止
バーベキューやたき火の禁止	植物や生きものの採取の禁止

花巻市

■花巻中央広場

車 両 乗 り 入 れ	乗り入れ可能部分あり
電 源 設 備	2口コンセント5か所（60A・1系統）
給 水 設 備	蛇口3口 ※長時間の占有は不可
利用可能期間・時間	内容により応相談 例) まちなかキャンプのためにテント設営（24時間利用）
備 考	電気・水道の使用は可能です。具体的な内容をご相談ください。

(参考)「花巻中央広場」ご利用案内（広場図面掲載あり）



■花巻中央広場ヒルズエリア

車 両 乗 り 入 れ	キッチンカーの乗り入れは可能（砂利敷）
電 源 設 備	なし
給 水 設 備	なし
利用可能期間・時間	内容により応相談
備 考	駐車場のみの利用は基本的に不可



■旧まちなかビジターセンター

車両乗り入れ	可能
電源設備	3口コンセント2か所(60A・1系統)
給水設備	なし
備考	建物内は使用できません。 砂利敷の更地です



電源

②周辺のトイレの配置状況

花巻中央広場：バリアフリー対応トイレ 1つ(公衆トイレ) トイレ内おむつ交換台

吹張町パリパリパーク：男性用1(男性小使用1、洋式1)、バリアフリー対応トイレ1つ(公衆トイレ)

賢治の広場内：1つ(男性小使用1、洋式1) 店内おむつ交換台

(※ただし営業時間内9:30-17:30水曜日を除く)

※企画提案内容が大規模で大人数の集客を伴う場合は、仮設トイレ等の設置を検討してください。



賢治の広場



パリパリパーク

③周辺の駐車場状況

花巻市は、地域の交通網維持や持続可能な社会づくりのため、公共交通機関の利用を促進しています。バス・電車等の利用を促す企画検討へのご協力をお願いします。最寄りの駐車場の状況は以下の通りです。

なお、企画内容に応じて、花巻市が管理する敷地等（まなび学園、職員駐車場等）の開放について相談に応じます。ただし、別の行事等と重複する場合など必ずしも希望に添えない場合もあります。

<民営>

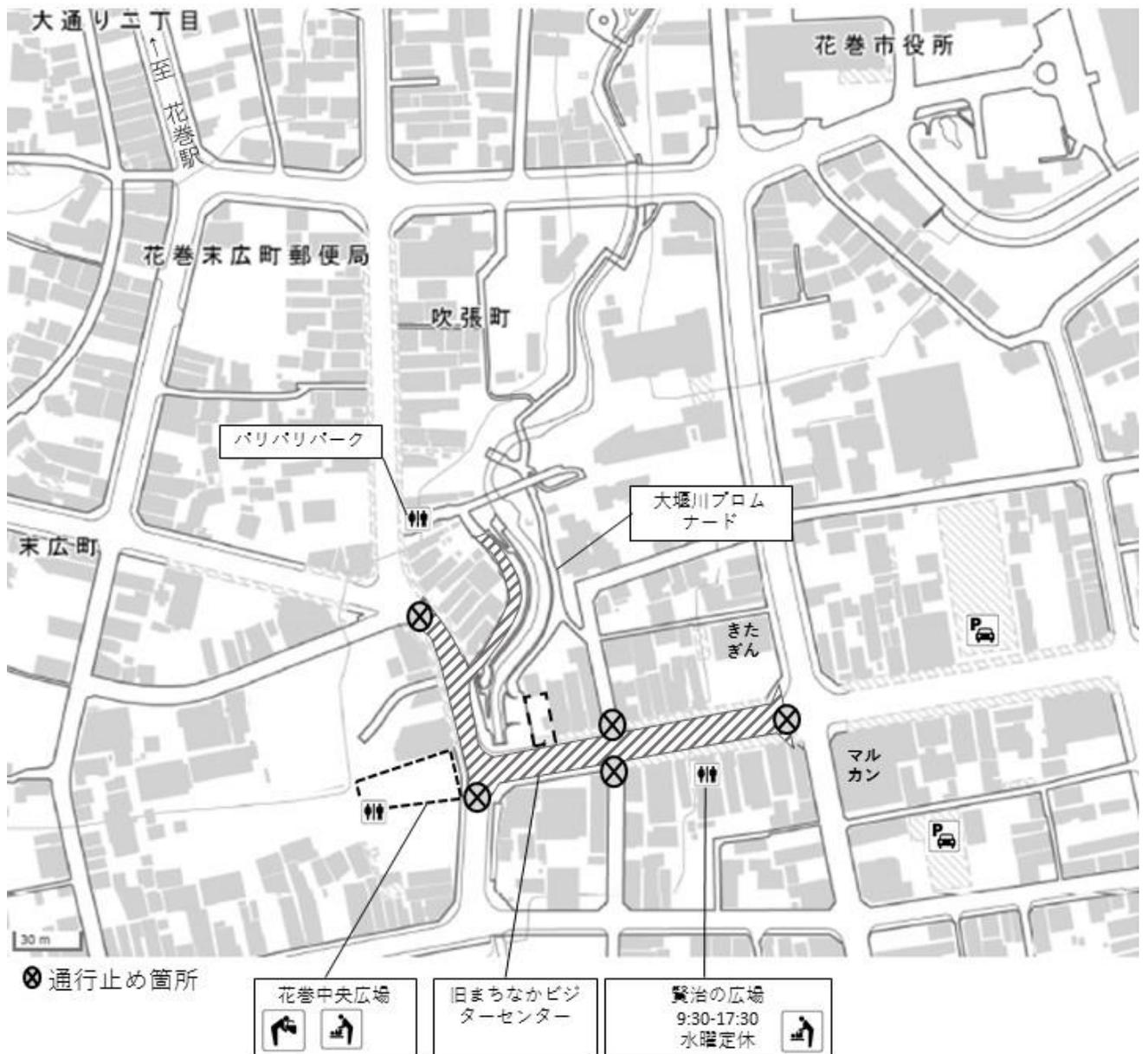
上町駐車場 約140台

マルカンビル駐車場 約60台

<花巻市営>

花巻駅南駐車場（第1・2） 181台 花巻中央広場まで約0.8km

社会実験場所地図



花巻駅南市営駐車場位置図



花巻駅～花巻中央広場 約1.1km (徒歩10分強)

3. 募集内容と参加条件

(1) 募集内容

まちなかの魅力向上に資する新しい風景の創出、多様な活動や多様な世代・人が関わるような様々な活動を募集します。これまでにない新規の活用例については、必要な安全対策等を検討し実行可能となるよう関係機関と事前協議を経て進めていきます。

(2) 参加条件

本社会実験への参加にあたっては、本事業の趣旨に賛同するとともに、公共性・公益性^{※1}を理解し、エリアの魅力向上等の地域課題解決につながる取り組みであることを条件とします。この場合、公共施設・道路等の使用に伴う使用料や出店料については、2.に記載の各募集枠のとおりです。企画実行にかかる費用補助はありません。

※1 公共性・公益性

- ・市民全体や不特定多数の利益のための社会貢献的な活動であること
- ・単に営利活動や収益事業であることだけでなく、エリアの魅力向上や滞在性・回遊性の向上に資する活動であること
- ・法令、条例、規則等に違反する活動でないこと
- ・公序良俗に反する行為でないこと
- ・宗教的活動または政治的活動でないこと

①参加資格

- ・本事業の趣旨に賛同するとともに、公共性・公益性を理解し、エリアの魅力向上等の地域課題の解決に協力できる方
- ・商行為の場合など、営業に関する必要な許認可・免許等を有する方
- ・メールや電話での連絡が可能な方
- ・市税の滞納がない方（花巻市内に住所を有する場合のみ）

②参加要件

- ・各業態の関係諸法規及び行政官庁の指導を遵守すること
- ・必要に応じて賠償保険等に加入すること
- ・応募内容の企画・運営について責任をもって実施すること
- ・政治、宗教活動に該当しないこと
- ・寄付金の募集、募金活動、勧誘行為ではないこと
- ・通行車や周辺住民等に危害や迷惑を与える恐れのある行為ではないこと
- ・暴力団もしくは暴力団員^{※2}の利益につながる活動でないこと

上記①②を遵守できない方、または反した行為が確認された場合は、社会実験中であっても確認さ

れた時点で撤去していただくとともに利用許可を取り消します。

※2 以下のいずれかに該当する方は参加できません。なお、許可後に判明した場合は、社会実験期間中であっても確認された時点で撤去していただくとともに利用許可を取り消します。

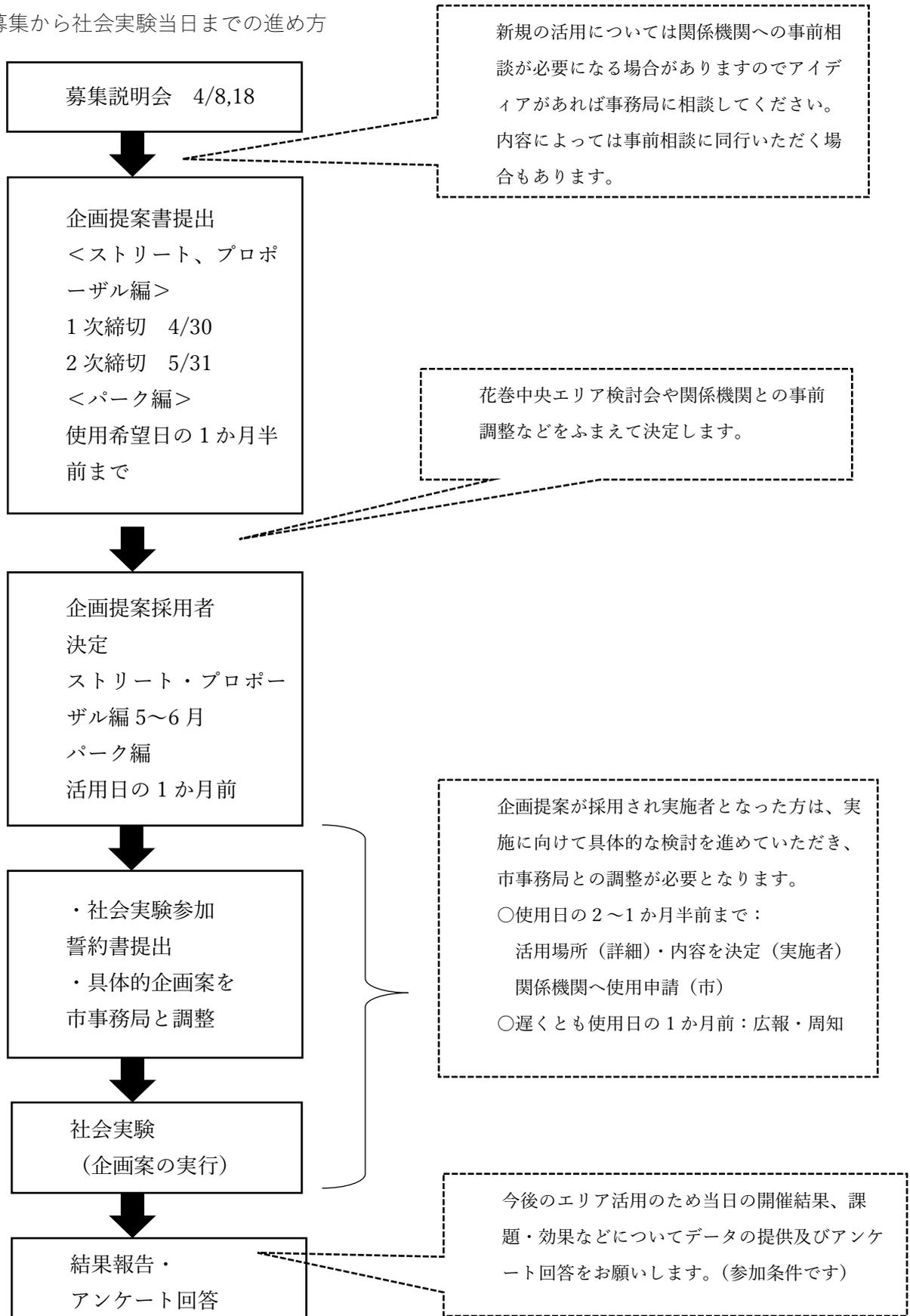
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)もしくは暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)、反社会的勢力である者(以下「暴力団等」という。)
- ・暴力団等と密接な関係を有する者(以下「密接関係者」という。)
- ・暴力団等や密接関係者が経営等を支配し、もしくは関与していることが明らかな者
- ・暴力団等や密接関係者と同一生計にある者
- ・暴力団等や密接関係者に関与している団体等に加入していることが明らかな者

4. 活動に対する市の支援内容

- ・応募内容の実現に向け、企画、実施場所確保に関する関係者との調整・相談・コーディネート協力
※当日運営や準備は除く
- ・市ホームページ等での広報活動、マスコミへの情報提供
- ・車両通行規制にかかるバリケードの設置・予告看板等の設置・誘導員の配置
※ただし、市の予算の検討状況によっては変更が生じる可能性があります。

5. 募集方法とスケジュール

(1) 募集から社会実験当日までの進め方



(2) 募集説明会

下記の日時・場所で社会実験の概要や募集方法・内容に関する説明会を行います（各回同じ内容です）。説明会への参加を希望する方は、各回前日までに花巻市ホームページ所定申込フォームからお申込みください。社会実験に参加される方は、基本的にどちらかの説明会へご参加ください。やむを得ず都合がつかない場合はご相談ください。

URL : <https://www.city.hanamaki.iwate.jp/shisei/shisei/keikaku/1010854/1021061.html>

掲載場所 花巻市ホームページトップ>観光>イベント一覧>4月8日または18日

●説明会

日時 令和6年4月18日（木）15時開始（最大60分程度）

場所 花巻市新館1階会議室

●オンライン説明会

日時 令和6年4月8日（月）15時開始（最大60分程度）

〃 18日（木）18時開始 〃

方法 zoom 利用

※お申込みいただいた方にメールで、参加URLをお送りします。

(3) 企画提案申込方法

以下の方法で必要提出書類一式を事務局まで提出ください。資料到着後、3日以内に到着の旨ご連絡いたします。到着連絡がない場合は、お手数ですがお電話にてご連絡をお願いします。

●提出書類

企画提案書（様式①）

- ・説明に必要な参考資料があれば添付してください。提出された書類は返却しませんのでご留意ください。

●申込期限

<ストリート編>

1次締切 2024年4月30日（木）必着

2次締切 2024年5月31日（金）必着

※7月の利用の場合は、1回目期限にお申込みください。

<パーク編>

利用希望の1か月半前までに事前相談ください。

●送付・提出先

花巻市本庁舎 2 階商工労政課

〒025-8601 岩手県花巻市花城町9-30

花巻市商工観光部商工労政課 あて

メールアドレス shoukou@city.hanamaki.iwate.jp

(4) 申し込み後の流れ

企画提案の採否について、到着後1か月以内を目途にご連絡します。その後、指定する期日までに参加条件遵守の誓約書(様式②)を提出ください。実施に向けて個別に調整を開始します。道路や公園の使用申請は、市が実施することを予定しておりますが、内容によっては事前協議や申請時に同席いただく可能性もありますのであらかじめご了承ください。

6. 社会実験としての基本事項、利用条件

(1) 原則

法令、条例、規則等を遵守した内容であることが原則です。社会実験としての基本事項や利用条件を遵守できない方、または反した行為が確認された場合は、社会実験期間中であっても確認された時点で撤去していただくとともに許可を取り消します。

(2) 社会実験としての基本事項

①地域との合意形成

- ・音、臭い、排気、利用時間の順守や沿道店舗の営業など、沿線住民や店舗に充分配慮し、必要な対策・配慮を行ってください。
- ・地元住民や近隣店舗に不快感や嫌悪感を与える行為や活動は禁止です。
- ・周辺駐車場をご利用ください。路上駐車は禁止です。

②歩行者、来場者及び沿線関係者への安全確保

- ・決められたエリア以外へ什器の設備等を置かないでください。
- ・什器や利用者が用意する設備については転倒防止措置を講じてください。
- ・一般に通行する歩行者の安全確保を行うとともに事務局による交通誘導がある場合はその指示に従ってください。また、点字ブロック通行部分は必ず確保してください。

③社会実験への協力

- ・社会実験の検証のため、来場者などの状況、また営利事業の場合には売上金などの集計・報告を行ってください。
- ・事務局が実施するアンケートやヒアリングへ協力してください。
- ・事務局にて社会実験中の風景を写真等で記録し、各種報告や広報で使用する場合がありますのであらかじめご了承ください。

④広報活動

- ・チラシ等で告知をする場合、本社会実験による実施であることを記載してください。
- ・利用者が SNS 等で活動の広報や PR を投稿する場合は、今後事務局が準備するハッシュタグや

メンションを積極的に活用し、投稿してください。

- ・ 事務局にて市ホームページ、記者発表などにより情報発信をします。
- ・ 適宜、利用者情報を発信していく予定です。利用の状況や提供物のイメージが分かる画像等の提供を依頼しますので、発信にご協力ください。

(3) 利用・撤去

①利用・撤去に関する注意事項

- ・ 使用した場所は原状復帰してください。
- ・ 開催中は申込者本人または団体メンバーが利用してください。
- ・ 開催時間内は、必ず1名は常駐し、来場者の対応をしてください。
- ・ キャンセルする場合は、後ほど事務局が指定する期日までにご連絡ください。
- ・ 利用にかかる必要機材（利用者や使用するテーブル・椅子を含む）は、すべて利用者側で準備、設営及び撤収などを行ってください。
- ・ 利用場所は公共空間であることから設営及び撤去の作業は、周辺の交通の妨げにならないよう十分に注意し、時間内に迅速に準備・撤去してください。
- ・ 現地で発生したごみや排水等は、利用者により適正に処理してください。

②その他

- ・ 社会実験場所内に喫煙場所はありません。喫煙ルールやマナーを守り受動喫煙防止に努めてください。
- ・ 電気、水道の利用は利用者にて用意してください。ただし、花巻中央広場と旧まちなかビジターセンターについてはご相談に応じます。

(4) 出品物

①出店禁止物品

- ・ 盗品、コピー品、偽ブランド品など法令に抵触するもの
- ・ 医薬品、危険物、生き物など法令で規制されているもの
- ・ 来場者や他の利用者からの苦情の恐れのあるもの
- ・ その他、提供するのに相応しくないと判断するもの

②酒類の提供

- ・ 酒類の提供は可能です。ただし、取扱いに関する許可等は利用者にて取得してください。
- ・ 国、県及び市からの各種規制や要請により、販売の制限や禁止措置が生じる可能性があります。
- ・ 20歳未満や車を運転する方への酒類の提供は法律により禁止されています。利用者において注意喚起を明示してください。

③出店物の管理

- ・ 出店物等は、利用者が各自の責任において管理することとし、万一の盗難や事故等に対する補償

については、事務局は一切の責任を負いません。

- ・ 出品物に対するクレーム等については、利用者の責任において処理するものとし事務局は一切の責任を負いません。
- ・ 貴重品は各自で管理してください。

(5) 緊急時の対応、事故、苦情対応

- ・ 車道を利用する場合、万が一に備えて緊急車両の動線確保について事前検討してください。事前協議時に確認します。
- ・ 会場内でけが、火災、事故、事件、盗難等のトラブルが発生した場合、利用者は速やかに通報してください。【けが人・火災等は 119 番・事故、事件、盗難は 110 番】
- ・ 事務局でトラブルの現地状況を確認しますので、事務局へ必ず報告してください。
- ・ 事務局は、会場内での事故・損害等について、主催者の故意、または重大な過失に基づくことを除き一切の責任を負いません。
- ・ 利用中に発生した第三者への損害などの人的損害や利用場所における公共物の破損等の物的損害に対する全ての賠償責任は利用者に帰属しますので当事者である利用者の責において処理してください。
- ・ クレームは利用者により適切に対応するとともに速やかに事務局へ報告してください。
- ・ 利用時において、利用者又は利用者の従業員等が損害を受けても、事務局は一切責任を負いません。
- ・ 不測の事故、災害等により利用が不可能となった場合、そのために生じた損害の補償は致しません。

(6) 悪天候、自然災害の対応

- ・ 雨天等による利用中止の判断は、各自でお願いします。なお、中止する場合は、事務局にできるだけ早くご連絡ください。
- ・ 暴風警報、大雨警報、洪水警報等が発令され、人命の危険や事故の恐れがある場合は中止します。延期はありません。
- ・ 天候回復等により利用可能と思われる場合は、利用者・来場者の安全が十分確保できると判断したうえで、事務局へ連絡・確認してください。
- ・ 地震等の自然災害で人命の危険や事故の恐れがある場合は中止します。延期はありません。

7. 募集内容の採用決定について

(1) 決定方法

市事務局で決定します。希望日程・エリアの重複があった場合は、先着順を基本とします。ただし、同時開催可能かどうか、日程変更可能かどうかについて申込者と調整を行い、可能な限り多様な企画提案が実施できるよう努めます。

(2) 採用基準

以下の項目を基準に採用の可・否について検討します。

①地域、社会実験への理解度及び貢献度

・エリアの魅力向上に寄与できる内容であるか。

②周辺環境への配慮、公共空間の適正管理

・清掃等を行い原状回復することが企画提案書で確認でき、適切であるかどうか。

③利用者への配慮と安全性

・利用者の苦情、事故等の対応について企画提案書で確認でき、適切であるかどうか。

・損害保険、賠償責任保険加入の記載が企画提案書で確認でき、適切であるかどうか。

(3) 決定内容の公表

決定内容は、花巻市ホームページで公表します。なお、申込者には採用可否について個別にご連絡します。

(4) 誓約書の提出

採用決定者には、参加条件に同意した旨、指定する期日までに誓約書（様式②）を提出いただきます。

8. 事務局・お問い合わせ先

応募内容への質問・相談は、下記連絡先までお願いします。

花巻市商工観光部商工労政課

メール：shoukou@city.hanamaki.iwate.jp（確認漏れを防ぐため、送信後3日以内に受領の連絡がない場合はお手数ですがお電話ください。）

電話：（直通）0198-41-3534

（代表）0198-24-2111（内線393）

※平日8時30分から17時15分